

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により，議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

調布市長 長 友 貴 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により，
議会の議決により指定された市長の専決処分事項について，次のとおり専決
処分する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

調布市長 長 友 貴 樹

市は，物品の管理の^{かし}瑕疵により人身に損害を与えた事故による損害賠償の
額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 5 , 9 1 0 円
- 2 損害賠償の相手方 杉並区在住者